

公益財団法人 大林財団

2025年度 海外留学奨学生募集要項

1 大林財団のあらまし

大林財団は都市に関する学術研究を助成し、もってわが国の学術研究の振興を図ることを目的に、株式会社大林組の名誉会長である故大林芳郎を初代理事長として1998年9月22日に設立されました。その後、2010年9月に内閣府から公益財団法人への移行認定を受け、同年10月1日より公益財団法人大林都市研究振興財団となり、2011年9月16日、名称を変更し公益財団法人大林財団となりました。

(財団の主な事業)

- (1) 助成事業
- (2) 制作助成事業
- (3) 顕彰事業
- (4) 奨学事業

2 奨学事業の目的

都市に関連する分野の実業、実務又は学術研究に将来従事しようとする大学生または大学院生に対して海外留学奨学金を給付することにより、学術研究の振興と社会有用の人材の育成に寄与することを目的としています。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 大学生または大学院生である者
- (2) 就業経験のない者（アルバイト除く）
- (3) 原則6ヶ月以上2年以内の留学をする者（語学留学を除く）
但し、学事歴によって実留学期間が6ヶ月に満たない場合でも例外として認めます。
- (4) 5月末までに留学先が確定できる者
- (5) 都市に関連ある分野の実業、実務又は学術研究に将来従事しようとする者（学部・専攻は問いません）
- (6) 前向きに海外留学に取り組む意志があること
- (7) 異文化・多様性の理解を積極的に行い、将来国内外で広く活躍する意志があること
- (8) 人物、学業、健康ともに優れている者
- (9) 奨学生採択決定通知書授与式および奨学生交流会等、当財団の行事に出席できる者
- (10) 日本国籍を有する者（但し、外国籍でも在留資格が「永住」または「定住者」の人は応募可能）

4 海外留学奨学金

- (1) 給付期間
留学期間
※留学先大学が発行する学事暦に基づく授業の開始から終了までの期間

以下は給付期間に含まれません。

- ・入学前の語学研修期間（例：ESL 等、語学力を補うためのプログラム）
- ・授業開始日より前に実施されるオリエンテーション期間

(2) 給付金額

一か月当たり 20 万円（但し上限は 480 万円）

留学期間により、日割り計算して給付総額を決定します。

(3) 海外留学奨学金の種類 給付型

(4) 他の奨学金との重複受給 原則不可

（高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構（JASSO）奨学金、各大学が行う奨学金および、留学先で獲得する奨学金については、当財団が行う奨学金との重複受給を可とする。）

5 採用予定人数

10 名程度

6 応募方法（別紙注意事項を参照の上、ご記入下さい）

- (1) 応募者は、2025 年 4 月 21 日（月）までに、次の応募書類を、在籍する大学を経由して当財団に提出してください。

ア 海外留学奨学金 奨学生願書（様式 1）

イ 海外留学奨学金 奨学生推薦書（様式 2）

ウ 小論文（様式 3）

エ 入学（留学）許可証 ※応募時点で提出できない場合は、入手次第提出。

オ 学業成績証明書

カ 住民票（マイナンバー記載のないもの）

※外国籍の場合は在留資格の記載があり、マイナンバー記載のないもの

- (2) 応募書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。

7 選考方法

- (1) 当財団の奨学生選考委員会が、応募書類の審査及び面談等の方法により海外留学奨学生を決定します。
- (2) 書類審査通過者には 5 月中旬までに連絡の上、面談の時間調整を行います。面談は、2025 年 5 月 21 日（水）、22 日（木）の 14：00-17：00 の間にオンラインにて実施します。詳細については、決定次第通知します。
- (3) 小論文は、都市に関連ある分野の実業、実務又は学術研究を進めるうえで留学する目的、ならびに将来国内外で広く活躍する意志について 800 字以内で論述してください。
- (4) 最終の選考結果は、書面により本人および在籍する大学へ通知します。

8 海外留学奨学生決定後の手続、行事等

- (1) 海外留学奨学生決定の通知を受けた方は、次の書類を当財団に提出してください。

ア 大学又は大学院の在学証明書

イ 誓約書

ウ 留学先大学の学事歴

- エ 振り込み口座情報
- オ 奨学生連絡先届（様式 6）
- カ 留学情報確認書（様式 14）
- キ その他財団が必要とする書類等

奨学金の振込口座については、財団 HP 既奨学生用提出様式ページ「奨学金の振込口座届」の申請フォームより必要事項を入力・送信してください。

原則、本人名義である日本国内の金融機関の口座へ日本円にて振り込みます。

なお、入学許可証が未提出の場合は、当財団に提出後振り込みます。

- (2) 海外留学奨学金の給付は、留学前に、当該年度 3 月末日までの日割り計算した奨学金を一括して振込みます。翌年度分については、留学残日数により、4 月上旬に最長 6 ヶ月分、10 月上旬に残り最長 6 ヶ月分の奨学金を一括して振り込みます。
- (3) 奨学生採択決定通知書の授与式を、東京都内において実施する予定ですので、出席してください。授与式参加に要する交通費は当財団がお支払いします。詳細については、決定次第通知します。なお、2025 年度については 8 月開催を予定しています。
- (4) 留学終了後には修了式を 3 月に東京都内において実施する予定ですので、出席してください。
- (5) 海外留学奨学生は、留学から半年ごとに次の書類を当財団に提出してください。
 - ア 留学生生活報告書（様式 4）
 - イ 留学先の成績証明書
- (6) 海外留学奨学生は、留学終了時に次の書類を当財団に提出してください。
 - 留学成果報告書（様式 8）
 - ・ A4 所定用紙 5 枚以上 10 枚以下
 - ・ 都市に関連あるもの。
 - ・ 電子データ及び書面にて提出してください。
- (7) 帰国後、海外留学奨学生は、所属大学卒業時に次の書類を当財団に提出してください。（提出締切日は卒業月の翌月末とします）
 - 進路報告書（様式 5）
- (8) 海外留学奨学生は、届け出住所、電話番号等（海外・国内共に）に変更があった場合は「奨学生連絡先届（様式 6）」をすみやかに当財団に提出してください。
- (9) 海外留学奨学生は、留学を中断するなどの変化がある場合は、事前に当財団へ連絡の上、国内の大学を経由して「異動届（様式 7）」をすみやかに提出してください。
- (10) 毎年、授与式・修了式に合わせて奨学生交流会を実施します。留学終了後、大学、大学院在学中は出席してください。また、大学、大学院卒業後も積極的に参加してください。交流会参加に伴う交通費は当財団がお支払いします。
- (11) 海外留学奨学生の進路等について、当財団は関与しません。

9 海外留学奨学金給付の停止^{*1}、取消し^{*2}及び一旦停止^{*3}について

- (1) 海外留学奨学生が奨学金給付を辞退した場合、退学又は死亡した場合、その他修学が困難となった場合は、奨学金の給付を停止又は取消すことがあります。
- (2) 応募書類等の提出書類に虚偽の記載があった場合、当財団が求める報告を怠った場合、その他当財団が海外留学奨学生として相応しくないと判断した場合は、奨学金の給付

を停止又は取消します。

- (3) 海外留学奨学生が休学して帰国した場合、奨学金の給付を一旦停止又は取消します。
一旦停止した場合、復学後は、最長の残留月数から、一時停止した月数を控除した月数分を給付します。
- (4) 海外留学奨学金を給付後に留学を取りやめた場合、奨学金の給付を取消します。
- (5) 海外留学奨学生が怠学した場合、奨学金の給付を停止します。
- (6) 海外留学奨学生が停学処分又は退学処分を受けた場合は、奨学金の給付を停止又は取消します。

※1 停止 : 停止決定後、奨学生としての資格を喪失（奨学金の給付終了）

※2 取消し : 遡って、奨学生としての資格を抹消（給付済みの奨学金を返還）

※3 一旦停止 : 給付を一旦停止し、停止理由が消滅した時点で給付再開

10 個人情報の取扱いについて

応募書類に記載された個人情報は、海外留学奨学生の選考、選考結果の通知及び採択後の各種通知・連絡にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。

11 書類提出・問合せ先

公益財団法人 大林財団 奨学事業事務局

〒104-0045 東京都中央区築地 1-12-22 コンワビル 13F

TEL : 03-3546-7581 FAX : 03-3546-7582

E-mail : obf-scholarship@obayashi.co.jp

ホームページ : <https://www.obayashifoundation.org/>